

新規制度導入に伴う施設の指定管理者について

越谷市男女共同参画支援センター

1 施設名及び施設所管課

越谷市男女共同参画支援センター（企画部企画課所管）

平成21年4月1日から新規に指定管理者制度の導入を予定

導入理由

NPOその他の団体の持つ専門性の高い知識やノウハウを活用することで、施設の機能を最大限発揮するとともに、市民サービスの向上と管理経費の縮減を図るため指定管理者制度を導入する。

2 公募・随意指定の別とその理由

公募

本施設は、越谷市における男女共同参画を推進するための拠点施設であり、公的役割の強い施設であるため、指定管理者制度の導入にあたっては民間企業に管理運営を委ねるのではなく、市民との協働を進める方法を探っていきたいと考え、随意指定とするつもりで進めてまいりました。しかし、随意指定への検討を重ねた結果、団体の選定にあたっての機会の公平性、団体の実績評価にあたっての透明性、選定結果の公正性、などについて、随意指定に比べ公募の方がより適切であると判断し、指定管理者制度導入にあたって公募を採用するものです。

3 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで（3年間）

4 募集要項(案) 別添のとおり

5 その他

相談事業については、内容が複雑なケースが増え、また関係機関との連携が求められるケースも増えている。このため、市が権限と責任を持ち続けるべきと判断されることから、継続して市が直接実施するものとする。